

香南齋場組合特定事業主行動計画の実施状況及び

香南齋場組合における女性の活躍状況の公表

(令和6年7月)

当組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき「女性活躍推進法に基づく香南齋場組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、当組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事務職等	0%	0%	0%	0%	0%
技能職	0%	0%	0%	0%	0%
小計	0%	0%	0%	0%	0%
非常勤職員等	100%	0%	0%	0%	0%

※「非常勤職員等」は嘱託職員、会計年度任用職員、任期付職員、臨時職員等を指す。(2)以降も同様とする。

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事務職等	0%	0%	0%	0%	0%
技能職	0%	0%	0%	0%	0%
小計	0%	0%	0%	0%	0%
非常勤職員等	100%	0%	0%	0%	0%

(3) 職員に占める女性職員の割合及び非常勤職員等に占める女性労働者の割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事務職等	0%	0%	0%	0%	33.3%
技能職	0%	0%	0%	0%	0%
小計	0%	0%	0%	0%	25.0%
非常勤職員等	16.6%	0%	0%	0%	0%

(4) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	目標数値	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
課長相当級	100%	0%	0%	0%	0%	100%
課長補佐相当級	—	0%	0%	0%	0%	0%
係長相当級	—	0%	0%	0%	0%	0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率

	離職率	離職者の年代別割合(歳)							
		20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
男性職員	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
女性職員	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※離職者は自己都合による退職に限る。

(2) 男女別の育児休業取得率

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男性職員	0%	0%	0%	0%	0%
女性職員	0%	0%	0%	0%	0%

(3) 男性職員の育児参加のための休暇取得率

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
取得率	0%	0%	0%	0%	0%

(4) 超過勤務の状況（令和5年度）

i. 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

	時間数
事務職等	3.4 時間
技能職	0.0 時間

ii. 上限を超えて勤務した職員数（※職員数は延人数）

	時間数
事務職等	0 人
技能職	0 人

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

※ i 及び ii について、上記の全期間在職した職員のうち、年次有給休暇を20日以上付与された職員を対象とする。

i. 平均取得日数

	平均取得日数
事務職等	14.0 日
技能職	20.0 日
全体	15.5 日
取得率	77.5%

ii. 取得日数が5日未満の職員割合

	5日未満割合
事務職等	0%
技能職	0%
全体	0%

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 香南斎場組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0 %
全職員	0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
所長相当職	0 %
副所長・主監相当職	0 %
主任相当職	0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0 %
31～35年	0 %
26～30年	0 %
21～25年	0 %
16～20年	0 %
11～15年	0 %
6～10年	0 %
1～5年	0 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

--